

福島県防除実施基準

令和5年12月27日

1 防除実施基準に定める、特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

県において、松くい虫の駆除及びまん延の防止のため森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく「防除実施基準」（平成27年9月18日農林水産大臣通知）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を次のとおり定める。

別紙のとおり

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施にあたっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

なお、薬剤散布区域内への立ち入りの制限などについては、あらかじめ警告板等により周知を図るものとする。

(1) 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。

特に、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響等により、野生動植物の生息環境等は大きく変化していることから、最新の「ふくしまレッドリスト」を参考に、希少な動植物の生息・生育状況を把握するとともに、鳥獣保護区において危被害が起こらないよう十分に配慮し、注意を払って行うこととする。

なお、自然公園、自然・緑地環境保全地域等における行為については、所管する監督官庁と事前に協議を行うものとする。

(2) 市街地等人口密集地、河川、浄水場、病院、学校、家屋、給水施設等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設から十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底の対策を行うものとする。

万一薬剤がかかった場合についての、対応等の周知を徹底することとする。

また、山間部の農村地帯で実施する場合には、地元自治会などの協力を得ながら水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じ、被覆等の対策を行うこととする。

(3) 特別防除を実施する森林内を鉄道、道路その他の交通施設が通過したり、付近にある場合には、実施時間等を考慮のうえ、地元警察署等の協力を得て、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、う回路誘導等の必要な対策を行うこととする。

(4) 公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する森林において特別防除を実

施す場合には、利用者に対し、実施日時等を事前に周知徹底するとともに、入場規制等の必要な対策を行うこととする。

特に、特別防除の実施時期に多くの人の入り込みが見込まれる所では、道路等人目につくところに、事前に特別防除についての警告板等を設置するなど対策を行うこととする。

3 特別防除により農業、漁業その他産業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施にあたっては、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

この場合、特に養蚕、養蜂、農作物、水産物養殖場等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重したうえ、風向、風速等に注意して、対象物から十分な間隔を保持、蜜蜂の巣箱の移動等の十分な被害防止対策を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

特に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）の趣旨を踏まえ、被害防止対策の一層の徹底を図るものとする。

(1) 養蚕関係

桑園等には、危被害を防止するため、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、必要に応じて耕作者の立会や薬剤の飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し安全を確認する。また、桑葉への薬剤の飛散による付着のおそれがあると認められた場合には、少数の蚕児に試食を行わせ、安全を確認し、その結果に異常が認められるときは、当該桑園の桑葉の給餌を行わず、安全な自家桑葉又は買桑葉によって不足分を補う等の対策を行うこととする。

特に県北地方の福島市、二本松市、川俣町には桑園が点在しており、桑園付近で発煙をするなど風向に十分注意し、桑葉に薬剤が飛散しないよう対策を行うこととする。

(2) 養蜂関係

養蜂の計画は、蜜蜂の放飼が行われる2ヶ月前までに家畜保健衛生所あてに転飼場所の申請があることから、薬剤の散布による養蜂群への危被害を防止するため、家畜保健衛生所や養蜂業者の組織する団体等と十分協議し、散布期日の変更も考え確実に養蜂業者と連絡をとり、危被害の防止に努めることとする。

また、自家用に採蜜を行っている農家も多いことから、当該市町村においては事前に十分な周知・広報を行い、巣箱を軒先等の安全な場所へ移動、巣箱の被覆、冷却等適切な被害防止措置を講ずるよう指導することとする。

(3) 農作物関係

葉たばこの栽培地が近隣に存在する箇所の散布にあたっては、薬剤が飛散しないよう必要な距離をとるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて耕作者の立会や飛散の有無を確認できるよう落下調査紙を設置し安全を確認する。

その他の農作物についても、散布にあたっては、農地から十分距離をとるとともに、生産者に事前の収穫や被覆等の対策について十分指導する等、被害防止対策の一層の徹底を図るものとする。

(4) 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう必要な距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導することとする。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分打ち合わせをすることとする。また、採草放牧地や飼料畑に隣接する地域には、事前に散布の日程を知らせ、収穫や放牧に注意するよう指導する。

(5) 漁業関係

水産物の漁場や増養殖場等が散布区域の周辺に存在する場合には、養殖施設等の被覆、水産種苗の放流時期との調整等被害防止に万全を期するとともに、干潮時の散布を極力避けるものとする。

また、増養殖場等周辺の散布にあたっては、風向、風速等に十分注意して十分な距離をおいて散布するとともに、危被害の未然防止のため、関係者との十分な調整を図りながら行うこととし、沿岸の養殖漁場や、内水面における養魚場の危被害の未然防止のため、発煙をするなど風向、風速等に十分注意して十分な距離をおいて散布するとともに、散布区域の標示等に十分留意するなど関係者との十分な連携を図りながら行うこととする。

(6) 有機農産物関係

有機農産物の検査認証制度について、生産方法の基準として、「有機農産物の日本農林規格」第4条に、「ほ場は、周辺から肥料、土壌改良材又は農薬が飛来しないよう明確に区分されていること。」等定められているので、有機農産物の生産を行う農家に申し出てもらうよう周辺住民等へ周知するとともに、申し出があった場合は、十分な間隔を保持する等配慮すること。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施にあたっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の基準等を遵守するとともに立地条件、気象条件等を十分勘案のうえ、安全かつ適切な使用の確保に努めるものとする。

ア 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成すること。

イ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認すること。

ウ 散布は、散布除外区域に散布することがないように、風向、風速等に十分注意し、かつ、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は、直ちに当該薬剤の使用を中止すること。

エ 降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは散布薬剤が枝に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難になるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないこと。

- (2) 特別防除の実施にあたっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、林業研究センター、農業総合センター、水産海洋研究センター等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。また、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。
- (3) 特別防除の実施により、農業、漁業、その他被害が発生し、又は周辺の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止しその原因の究明に努めるとともに、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明など適切な事後措置を講ずるものとする。
- (4) 1の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上から薬剤による防除を適切に実施するものとする。
- (5) 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。

5 避難指示区域の取扱いについて

避難指示区域内の保全すべき森林については、現時点で立ち入り等の制限があるため、特定復興再生拠点の整備や避難指示区域の見直し等、状況の変化に即して、速やかに防除対策を講じることとする。

(別紙)

特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林

単位 面積:ha

所在地		面積	区域 林班(小班)	図面番号
郡・市	町村名			
伊達郡	桑折町	134	10 (12, 13, 15) 11 (20, 22, 24, 26, 27, 31, 34-37) 12 (56, 87, 89) 13 (111, 114) 14 (7, 10, 12, 35-37, 39, 70) 15 (5, 6, 8, 9, 17, 20)	特_桑折01
県北農林事務所計		134		
須賀川市		25	32 (牡丹園) 35 (和田字仁井池上, 108-125, 130-132) 36 (3-13, 18-22, 83-97, 101, 102, 127, 128) 38 (27-35, 37-53, 55-59, 71) 39 (21-38, 49-61, 108-111) 47 (113-115, 126, 129, 131, 140-146) 48 (3, 9) 63 (218)	特_須賀川01
県中農林事務所計		25		
白河市		20	36 (16, 157-161, 163, 164, 166, 169, 185, 187) 37 (219-221) 39 (9, 13) 千世の堤	特_白河01
西白河郡	泉崎村	6	1 (大字踏瀬字赤沢山) 14 (144, 146) 15 (102, 104) 16 (33, 37, 38, 39)	特_泉崎01
東白川郡	矢祭町	95	57 (96, 102) 59 (50) 60 (2, 14, 16, 20, 22, 24, 26, 30) 62 (58) 64 (5, 12, 15, 17, 20, 44, 46-49, 52, 53, 55, 58, 60, 64, 65, 69-73, 75-78, 80-85) 65 (1, 7, 10, 13-16) 66 (14, 77, 79) 83 (7, 10, 12-14, 20-23, 30, 32, 33, 36, 45, 49, 52, 53, 55-58, 62, 79, 81, 82, 84-87, 248, 334, 535, 537)	特_矢祭01
	埴町	190	13 (21, 120, 133, 135, 140, 155, 158, 166-170, 181, 184-187) 14 (27-29, 146, 178, 180, 187-189, 203, 205, 207-213, 217, 219-221, 241, 242, 258-263, 276-279) 15 (2, 4, 7, 38, 39-47, 49, 50, 52, 53, 56, 81, 84-86, 88, 89, 91-93, 96, 98, 99, 100-105, 107) 16 (4-11, 15, 16, 45, 46, 48) 17 (158-161) 18 (33, 34, 50)	特_埴01
県南農林事務所計		311		

特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林

単位 面積:ha

所在地		面積	区域 林班(小班)	図面番号
郡・市	町村名			
相馬市		54	13 (3-21, 23, 25, 27, 30, 32, 34-61, 63, 66, 71, 79, 307, 327, 329) 104 (29, 31, 32, 34-38, 40-48, 52-93, 95-113, 117, 124-126, 128, 133, 135, 137, 141, 146, 153, 162, 165, 177, 182, 194)	特_相馬01
相馬郡	新地町	15	12 (69, 73, 78-81) 14 (128, 130, 131, 134, 138, 139, 144-147, 149-152, 154-170, 172, 174-177, 230, 231, 233-236, 247-252, 255, 258, 261-263, 267, 274, 275, 278, 286-298, 306-310, 313)	特_新地01
双葉郡	大熊町	6	8 (54-60, 67, 69, 70, 72) 9 (11, 14, 18, 23)	特_大熊01
相双農林事務所計		75		
いわき市		187	勿来 102 (147-153, 218, 240-242, 251, 253) 103 (1) 四倉 31 (5, 8) 32 (9-15, 15-1) 33 (148, 168, 170, 222, 225, 227, 228, 231-234, 236, 237, 239-245, 249-252, 256-268, 270, 272-274, 276, 277, 279-281, 284-288, 341) 34 (147, 157, 158, 164, 186, 198-200, 202, 203, 206, 208, 219) 35 (19, 31, 34-37, 39-41, 46, 95-99, 102, 103) 大久 5 (11, 32, 34-36, 137, 139, 140, 142, 151, 197-201, 238, 240-242, 267, 269, 278)	特_いわき01
いわき農林事務所計		187		
県計		732		